

(案)

第7期上富良野町障がい福祉計画

(令和6年4月～令和9年3月)

第3期上富良野町障がい児福祉計画

(令和6年4月～令和9年3月)

【ご自由にお持ちください】

パブリックコメントを実施しています

～皆様のご意見をお寄せください～

■募集期間

令和5年12月25日(月)から

令和6年1月24日(水)まで

■提出方法

任意の様式に計画案へのご意見を記載のうえ
下記へ持参、郵送、ファックス、電子メール
町民ポストへの投函のいずれかにより提出し
てください。

なお、ご意見には必ず住所、氏名、電話番号
をお書きください。

上富良野町 保健福祉課

電話 45-6987 FAX 45-5788

hoken@town.kamifurano.lg.jp

令和5年12月 上富良野町

～ 計画策定にあたって ～

上富良野町では、第3期障がい者計画（9年間）により障がい者のかかわる全てのこ
とからの基本的な方針を定めつつ、第7期障がい福祉計画（3年間）並びに第3期障が
い児福祉計画（3年間）で、福祉サービス等の数値目標とサービスの見込み量を推計し
社会資源等を確保します。本計画は令和6年度から令和8年度末までの3年間であり、
第3期障がい者計画内の第4章「福祉サービス等の数値目標」の箇所にあたります。国
や道が定める基本方針を踏まえ、上富良野町の実情等を勘案し見直しと改定を行います。

なお、計画策定に係る協議体は、富良野圏域自立支援協議会・上富良野部会員により
構成されています。

H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
第2期障がい者計画			第3期障がい者計画								
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画			
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画			

～ もくじ ～

1 数値目標

- (1) 施設入所者への地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・ 2
- (3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実に係る目標・・・・・・・・ 2
- (4) 福祉施設から一般就労への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (5) 障害児支援体制の整備目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (6) 相談支援体制の充実・強化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築・・ 4

2 サービスの見込量

- (1) 訪問サービス系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (4) 相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (5) 精神障害者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (6) 障がい児通所支援・障がい児相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (7) 発達障がい者等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (8) 相談支援体制の充実・強化のための取組み・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (9) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組み・・・・・・・・ 11
- (10) 地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (11) その他の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (12) 富良野地域自立支援協議会・上富良野部会構成団体・・・・・・・・ 23

Ⅰ 数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本方針（抜粋）】

令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する

- ① 令和4年度末の施設入所者の6%以上移行することを基本
- ② 令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減することを基本

【現状と課題】

国の方針に基づき、障がい福祉サービスは地域移行（入所施設から地域生活へ）を前提として進められていますが、支援の度合いや高齢化や経済状況などの介護環境によって、施設での入所を継続せざるを得ない場合や、利用者のニーズを満たす居住環境が得られないなどの理由により、近年では地域移行がなかなか進まない現状にあります。

【これまでの取組と今後の目標】

- ① 国の基本方針では、施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行することが基本となっているところですが、第6期の地域生活移行者（見込み）は0人となっています。これまでの実績も踏まえ地域移行への数値目標は、施設入所者数の3%程度にあたる1人とします。居宅介護サービスや日中活動の場の確保など、地域で生活できる環境づくりに努めます。
- ② 国の基本方針では、施設入所者数の5%以上を削減することが基本となっているところですが、地域生活移行による入所者数の削減が見込まれる一方、新たな入所者の増加を踏まえ、施設入所者数の5%程度にあたる1人とします。

第6期計画				第7期計画		
R元年度末 入所者数	地域生活 移行者数	R5年度末		R4年度末 入所者数	地域生活 移行者数	R8年度末
	入所者削減数	目標	実績見込		入所者削減数	目標
26人	R元年度末現在 入所者の3%	1人	0人	24人	① R4年度末 現在入所者3%	1人
	R元年度末の 1.6%以上削減	—	0人		② R4年度末 の5%以上削減	1人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本方針（抜粋）】

- ・入院後の退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上
- ・1年以上の長期入院患者数削減
- ・精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325日以上

【今後の目標】

国の基本方針に基づき、精神障がい者地域移行・地域定着について保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域）の設置に向け、富良野地域自立支援協議会の専門部会として地域移行部会を平成29年6月に設置しました。

今後、「本人の困りごと等」への相談指導や伴走支援を行うことができる人材及び地域課題の解決に向けて、関係者との連携を担う人材の育成と確保の検討を行っていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実に係る目標

【国の基本方針（抜粋）】

- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討

【これまでの取組と今後の目標】

国の基本方針に基づき富良野圏域5市町村（富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村）で構成し、平成27年度から基幹相談支援センター、5市町村行政、委託相談事業所による協議を進め、アンケート調査の結果を踏まえ、平成28年4月に地域において機能を分担して行う面的整備を行いました。

地域生活支援拠点に必要な機能である居住支援機能、相談支援機能、体験の機会の確保、緊急時の受入れ・対応、専門性の確保、地域の体制づくりを基幹相談支援センター中心に今後も行っていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本方針（抜粋）】

一般就労への移行者数の設定（R3年度の実績に対する倍率）

- ・一般就労への移行者数： 1.28倍以上
- ・移行支援利用者： 1.31倍以上
- ・就労A型： 1.29倍以上
- ・就労B型： 1.28倍以上
- ・就労定着支援事業利用者： 1.41倍以上
- ・就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

【現状と課題】

障がい者の自立と社会参加を促進するうえでの重要な柱の一つが「就労支援」です。上富良野町においては、令和3～5年度で、就労継続B型事業から1人、就労継続A型事業から1人が一般就労への移行を果たしています。

しかし、都市部で障がい者の就労支援機関等を介しての就労に一定の成果が表れている反面、町内や近隣市町村では企業数が限られ、障がい者の求人枠はごくわずかとなっています。障がい者にとって旭川市など長距離の通勤や、住み慣れた地域を離れるという選択は非常に困難なことが多く、それぞれの希望に沿った就労につながりにくい現状があります。本町における一般企業等に対する障害者雇用の促進と共に、就労定着支援の利用が必要となってきます。

【これまでの取組と今後の目標】

◇第6期計画における目標と実績

項目	R5年度までの数値目標	R4年度末実績
再就労を含めた一般就労移行数	2人	2人
就労移行支援事業の利用	0人	0人
就労定着支援事業の利用	-	0人

◇第7期計画における目標

目標設定項目	R8年度までの数値目標	参考
再就労を含めた一般就労移行数	2人	R4年度一般就労への移行実績(2人)の1.28倍以上
就労移行支援事業所からの一般就労移行者	1人	R4年度就労移行支援事業所からの一般就労移行者(0人)の1.31倍以上
就労継続支援A型事業所からの一般就労移行者	1人	R4年度就労継続支援A型からの一般就労移行者(1人)の1.29倍以上
就労継続支援B型事業所からの一般就労移行者	1人	R4年度就労継続支援B型からの一般就労移行者(1人)の1.28倍以上
就労定着支援事業の利用者	1人	R8年度一般就労移行者のうち、7割以上の利用
就労定着支援事業の定着率	70%	R8年度に就労定着率が7割以上の事業所を2割5分以上

国の基本方針と本計画における雇用促進施策の実施、また、各一般企業等に対して雇用の受入先の確保に向けた取組を行っていきます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備目標

【国の基本方針（抜粋）】

- ・市町村又は圏域ごとに児童発達支援センターを設置
- ・全市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制整備
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を市町村又は圏域に設置
- ・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に設置
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各圏域及び各市町村において設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置する

【これまでの取組と今後の目標】

障がい児支援提供体制整備	R4年度末実績	R8年度までの数値目標
児童発達支援センター（富良野市）	1か所	1か所
保育所等訪問支援実施事業所	1か所	1か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後デイサービス	—	—
医療的ケア児支援協議の場	—	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーター	1人	1人

国の基本方針では、障がい児支援体制についてすべての市町村で1か所以上整備の目標ではありますが、事業所の人員・設置基準等の問題から町単独での確保は厳しい状況であります。児童発達支援センターについては、富良野市に人員配置等の基準を満たしている事業所が設置されており、必要に応じて利用が可能となっておりますので、引き続き利用体制の確保を図ります。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後デイサービス事業所についても、町単独での確保は厳しい状況でありますので、富良野圏域での設置に向け検討・協議を図ります。

医療的ケア児支援協議の場の設置については、令和2年に医療関係者、教育・保育施設関係者、障がい福祉サービス事業所、行政機関による医療的ケア児支援協議会を設置し、支援サービスのあり方やサービス提供の仕組みづくりについての意見交換、情報共有を図り、また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、現在1人を配置して体制整備を図っています。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターを設置しています。地域で安心して暮らしていくために、相談支援体制の充実・強化をさらに推進していきます。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築

職員は、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が必要とする障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行い、障がい福祉サービスの質を向上させます。

2 サービスの見込量

障がい者が希望する暮らしの実現やその意欲・能力(適性)に応じた活動を保証するため、障がい福祉サービスの種類ごとの支給量の1か月あたりの目標値を具体的に設定します。

(1) 訪問系サービス

【サービスの種類】

事業の種類	R5 利用者数	内容
居宅介護	5人	自宅を訪問し、調理や洗濯等の家事、排せつや食事等の介護、通院の介助などを行うサービスです。
重度訪問介護	—	重度の障がい者や視覚障がい者に対して、自宅での入浴や排せつ、食事の介護、外出や移動の支援を行うサービスです。 ※利用対象となる障がいの種類や程度、支援内容はそれぞれ異なります。
行動援護	—	
同行援護	—	
重度障害者等包括支援	—	

【現状と課題】

令和5年度現在、訪問系サービスは居宅介護の利用があります。今後も障がい者本人や家族の高齢化が進むことなどから、在宅生活を円滑に継続するために利用しやすい制度を維持していく必要があります。

【実績と今後の見込量】

ホームヘルパー等の居宅系サービスを必要とする障がい者は、在宅生活者や介護者の高齢化にともない増加傾向にあります。現在の利用状況と地域移行、地域定着の促進を念頭に新規利用見込、また介護保険制度への移行者を考慮して、以下のとおりとします。

区分		R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 計画	R7 計画	R8 計画
居宅介護	時間/月	58	64	64	64	64	64
	人/月	5	5	5	5	5	5

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、就労支援や生活面での訓練をはじめ、施設入所者や在宅生活者の昼間の活動支援など、主に施設への通所により提供されるサービスです。

【サービスの種類】

事業の種類	R5 利用者数	内容
生活介護	37人	常時介護を要する方に、入浴や排せつなどの介護や、創作的活動などを通じた身体機能や生活能力の向上のために援助を行います。
自立訓練 (生活訓練)	0人	障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、生活能力の向上(生活訓練)を目指します。
宿泊型自立訓練	0人	障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、昼夜を通じた訓練を行います。
就労移行支援	1人	一般企業への就労を希望する障がい者に対し、定められた期間、就労に必要な能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援	A型：21人 B型：56人	一般就労が困難な障がい者に対し、働く場を提供するとともに、就労に必要な能力の向上のために必要な訓練を行います。 【A型】雇用契約に基づく福祉的就労。 【B型】雇用契約を行わず、主として就労訓練を目的。
療養介護	3人	重症心身障がい者など、常に医療と介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練や介護を行うサービスです。
短期入所	2人	在宅の障がい者が一時的な入所を必要とするときに、短期間の入所によって入浴・排せつ・食事等の介護を行うサービスです。
就労定着支援	0人	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業等との連絡調整や課題解決に向けて支援を行います。

【現状と課題】

町内では、平成22年度に就労継続支援B型、生活訓練を提供する事業所、平成25年度に就労継続支援A型を提供する事業所、平成28年に就労継続支援B型、生活介護を提供する事業所が開設しました。

更には、中富良野町内並びに富良野市内の通所事業所も多数開設されたことから、通所先の選択肢が増え、個々の希望に合ったサービスを受けられています。また、利用者希望者数に対する受け入れ事業所の数は十分に満たされており、社会参加の機会が増え、閉じこもり防止や就労能力の向上につながっています。

しかし、一般就労に移行する過程(就労移行)を支援する事業所や短期入所の実施事業所が不足していることが課題となっています。

本町には、身体障がい者及び難病のある方の日中活動サービスを受け入れる障がい者事業所が少ないことが、今後の課題となっています。

【実績と今後の見込量】

地域で就労継続支援等の日中活動系事業所が増えたことから、利用者数・利用量が増加しています。それに伴い、一般就労の機会も増えることから、就労定着支援の増加を見込んでいます。また、施設入所者等の地域移行に向けた自立訓練（宿泊型）の増加も見込んでいます。現在も潜在している促しを進めるとともに、多様化するニーズに対応する事を考慮し、以下のとおり見込みます。

区分		R 3 実績	R 4 実績	R 5 見込	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
生活介護	人日/月	782	764	764	764	784	804
	人/月	37	38	38	38	39	40
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	0	0	0	0	20	20
	人/月	0	0	0	0	1	1
宿泊型自立訓練	人日/月	0	30	30	30	60	60
	人/月	1	1	1	1	2	2
就労移行支援	人日/月	0	20	20	20	20	20
	人/月	0	1	1	1	1	1
就労継続支援 (A型)	人日/月	302	328	328	328	328	328
	人/月	18	19	19	19	19	19
就労継続支援 (B型)	人日/月	991	956	956	956	956	956
	人/月	56	56	56	56	56	56
療養介護	人日/月	91	91	91	91	91	91
	人/月	3	3	3	3	3	3
短期入所	人日/月	6	9	9	9	24	39
	人/月	2	2	2	2	3	4
就労定着支援	人日/月	0	0	0	0	20	20
	人/月	0	0	0	0	1	1

※人日/月…月平均述べ利用者数(人) 人/月…月平均利用者数(人)

(3) 居住系サービス

居宅系サービスは障がい者の住まいの場を提供します。障害者総合支援法施行後は、主に夜間における介助を提供する「居住系サービス」と、昼間における訓練・介助等を提供する「日中活動系サービス」に明確に分離され、需要に応じた柔軟なサービスの選択・提供が可能となっています。

【サービスの種類】

事業の種類	R5 現在 利用者数	内容
共同生活援助 (グループホーム)	28人	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連携・調整などを行います。
施設入所支援	24人	入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	0人	施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行を希望する人に対して、一定期間、定期的な巡回訪問などにより適切な支援を行います。

【現状と課題】

令和5年度現在、52人が居住系サービスを利用（入居）し、一般就労や就労訓練、生活介護など、それぞれの特性や必要性に応じた日中活動系支援などを受けながら暮らしています。

町内の居住系サービスは、グループホームが5か所設置されており、利用希望者数に対する受け入れ事業所の数は十分に満たされています。

一方で、養護者の高齢化により、独居障がい者が増加傾向にあります。地域移行者の増加も見込めることから、引き続き居住系サービスの充実が必要となっています。

【実績と今後の見込み】

これまで自宅で養護していた両親が高齢となり、家族による養護が難しくなる事案が増えています。居宅系サービスが微増すると見込み、現在の利用状況と新規利用見込みを考慮して、以下のとおりとします。

区分		R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 計画	R7 計画	R8 計画
共同生活援助	人/月	28	28	28	19	30	31
施設入所支援	人/月	26	26	26	27	28	29
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0

(4) 相談支援

相談支援は、障がい福祉サービスの利用者への相談や、平成24年度から義務化された支援計画（ケアプラン）の作成等を行うサービスです。富良野地域生活支援センターへの相談事業の委託のほか、北海道内20か所以上の相談支援事業所と利用者が契約し、相談支援全てのサービス等利用計画の作成を行っています。

【サービスの種類】

事業の種類	内容
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた支援計画（ケアプラン）を作成し、一定期間ごとに見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	施設や精神科病院から退所・退院する障がい者に対して、地域における生活に移行する際の居住の確保等の相談や支援を行います。
地域定着支援	施設・精神科病院からの退所・退院や、単身生活に移行した障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、相談や緊急時の対応などを行います。

【現状と課題】

通所事業所の増加などにより、障がい福祉サービスの利用者は年々増加しています。また、密度の高い支援を必要とする事例や相談内容が多岐にわたる事例などもあり、基幹相談支援センターを中心とて、各関係機関との連携が必要になっています。

【今後の見込量】

障がい福祉サービス利用者の全てにケアプランを作成します。サービスの総利用件数の実績から、以下のとおり必要量を見込みます。

区分		R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 計画	R7 計画	R8 計画
計画相談支援	人	220	224	224	224	228	232
	障がい者	115	114	114	114	116	118
	障がい児	105	110	110	110	112	114
地域移行支援	人	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

(5) 精神障がい者への支援

地域包括ケアの理念を広げて、精神障がい者も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があることから、高次脳機能障がいやアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

(6) 障がい児通所支援・障がい児相談支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「上富良野町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

【サービスの種類】

事業の種類	内容
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、支援を行うものです。
障がい児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児支援利用援助は障がい児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。 ・継続障がい児支援利用援助は障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。
医療的ケア等を必要とする障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置を行います。

【現状と課題】

令和5年度現在、障がい児を対象とした各事業の利用者数並びにそのニーズは増加傾向にあります。事業所の受け入れ態勢の強化と福祉人材の確保・定着が課題となっています。担い手の確保と共に、確保できた福祉人材が離職せずに長く働き続けるよう、その定着に向けた工夫・改善が必要です。

今後、働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくりを目的とした、管理者研修、キャリアアップ研修、スーパーバイズ研修等の実施について検討します。

【実績と今後の見込量】

利用者数が年々増加傾向にあることから、以下のとおり見込みます。

平成27年3月に上富良野町障がい児相談支援センターが開設され、利用者すべてのサービス等利用計画の作成・進行管理を行っています。令和2年12月には、放課後等デイサービスを提供する事業所が新たに1か所開設したことで、身近で利用しやすい環境が整い、利用者数は増加すると見込まれます。

区分		R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 計画	R7 計画	R8 計画
児童発達支援	人日/月	120	122	122	122	125	125
	人/月	40	39	39	39	40	40
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	171	334	334	334	346	358
	人/月	34	45	45	45	47	48
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	1	1	1
	人/月	0	0	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人	213	239	239	239	241	243
医療的ケア等を必要とする障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	1	1	1	1

※ 人日/月…月平均述べ利用者数(人) 人/月…月平均利用者数(人)

(7) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みをもつ本人同士や発達障がい児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組み

障がい種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施(基幹相談支援センターの設置)と、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言指導、地域の相談支援事業者の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組みをそれぞれ構築します。

(9) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組み

利用者が真に必要な障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築します。

(10) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい福祉サービスとは別に、市町村の裁量により地域で生活する障がいのある方のニーズに応じて実施する事業です。障がいのある方の地域における生活を支えるさまざまな事業を行います。

◇令和5年度の上富良野町実施事業

事業の種類		内容	R5実施箇所数
必須事業	①理解の促進・啓発事業	地域住民に対し、障がいのある方などへの理解を深めるための研修・啓発事業を行います。	1
	②自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組への支援を行います。	1
	③相談支援事業	障がい者やその家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。	1
	④住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談、助言を通じて、障がい者の地域生活を支援する。	1
	⑤成年後見制度利用支援事業	判断力が充分でない障がい者に代わり、裁判所が示した後見人が財産の管理や意思決定を補助します。	1
	⑥成年後見制度法人後見支援事業	障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備します。	0
	⑦意思疎通支援事業	聴覚障がい者等とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記者の派遣などを行います。	1
	⑧日常生活用具給付等事業	障がい者に対し、自立生活支援用具等、日常生活用具の給付又は貸与を行います。	1
	⑨移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。	1
	⑩地域活動支援センター事業	障がい者が通い、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。	1

事業の種類		内容	R5実施 箇所数	
任意 事業	①日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労の支援や、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の支援を行います。	8	
	②訪問入浴サービス事業	身体に障がいがあるために、自宅などで入浴することが困難な方に対して、自宅内に簡易浴槽を設置し、訪問入浴の介護を行います。	1	
	③生活サポート事業	介護給付の支給決定者以外の人について、日常生活や家事に対する支援を行うことにより、障がい者の地域での自立した生活の推進を図ります。	1	
	④巡回支援専門員整備事業	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障がい気が気になる段階から支援を行います。	1	
	⑤社会参加促進事業			
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流や町広報活動の支援者として、手話通訳者や日常会話程度のコミュニケーション技術を習得した手話奉仕員などを養成します。	1	
	自動車運転免許取得 改造補助事業	重度の身体障がい者等が自動車運転免許を取得する場合や、就労に伴い必要となる自動車の改造などに要する費用の一部を助成し、社会参加を促進します。	1	
障がい者スポーツ教室等開催事業	障がい者の健康増進や社会参加、充実した余暇のためスポーツ教室や大会を開催します。	1		

①理解の促進・啓発事業（必須事業）

障がいの有無にかかわらず、分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、障がいに対する理解の促進と啓発事業を行います。

【現状と課題】

事業所に委託し、一般住民を対象とした講演会や障がい事業所等による物販イベントを開催しています。また、社会福祉協議会の取組みによる「ふれあい広場」や小中学生を対象とした福祉学習（体験学習）により、障がいに対する理解の促進を図っています。

保健福祉課では、障がい事業所の作品展示会を開催し、日常の活動の様子を地域の皆様に知って頂く機会を設けています。

町が実施したアンケート調査によると「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか」という質問に対して「ある」「少しある」と答えた方の割合が25%程度であったことから、障がいの理解の足進・啓発が必要です。

【今後の見込量】

委託先による講演会及び物販イベントの開催を年1回以上実施します。各関係機関による取組みについては、令和4年と同様に継続します。また、「障害者差別解消法」の周知等について検討します。

②自発的活動支援事業（必須事業）

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、そのご家族、地域住民による自発的な取組みを支援します。

【現状と課題】

社会福祉協議会が設置するボランティアセンター事業の一環として、障がい者等に対するボランティアの育成や活動を支援しています。ボランティアの登録制度や仕組みづくりが今後の課題です。

【今後の見込量】

令和4年度と同様に、ボランティアセンターにコーディネーターを1人配置し、ボランティア活動を支援します。

③相談支援事業（必須事業）

障がいに関わる心配事や悩み事、障がい福祉制度の利用などについて、障がい者やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行うなど、障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援する事業です。

【現状と課題】

保健福祉課窓口で行う相談支援のほか、富良野地域生活支援センターへ相談業務を委託し、障がい者の支援を行っています。相談支援等に関わる専門職員の配置や、富良野圏域自立支援協議会（相談支援部会）して、相談支援体制を拡充しています。

【今後の見込量】

障がい者支援に関する制度の変化や、家族など介護者の高齢化などによって、相談内容も年々複雑化しています。多岐にわたる相談に対応するため、相談対応窓口の専門性を高め、相談支援水準の向上を目指します。

◇障害者相談支援事業見込量

項目	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
障がい者相談支援事業	1	1	1
基幹相談支援センター	1	1	1
地域自立支援協議会	1	1	1
相談支援機能強化事業	1	1	1
住宅入居等支援事業	1	1	1

※単位：箇所

④住宅入居等支援事業（必須事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する事業です。

【現状と課題】

上富良野町内には安価で賃貸できる一般住宅が少なく、障がい者年金や就労工賃での収入では入居が難しい場合があり、保証人がいないことを理由に契約を結べない場合も多くあります。

【今後の見込量】

令和4年度には、いずれも入居の調整ができる家族がいない場合でしたが2件の対象者に支援が行われました。今後も高齢化に伴い同数程度の支援が見込まれます。

⑤成年後見制度利用支援事業（必須事業）

判断能力が不十分な高齢者や障がい者が、成年後見制度（後見・保佐・補助）を利用することにより、地域で安心して生活できるようにすることを目的とします。

助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる方に対して、成年後見制度の申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

【現状と課題】

町民の方へ制度の周知と利用促進を図る目的から、令和2年に権利擁護センターを設置し、成年後見制度研修会を開催しています。今後も制度内容についての周知の取組みが必要です。

【今後の見込量】

今後、養護者の高齢化が進むことで、制度の必要性は増々高くなっていきます。障がいのある人の権利擁護を図る為、成年後見制度利用支援事業の普及・利用促進に向けた取組みを行います。事業対象者は低所得者に限られることから1人を見込んでいます。

項目		R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	1	1	1

⑥成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

成年後見制度において、後見・保佐・補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。

【現状と課題】

家庭裁判所から成年後見人等に選任されるのは、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職等の「個人」が中心でしたが、専門職の人材確保が困難となっている現状です。

今後は、社会福祉法人やNPO法人といった「法人」として成年後見人等を受任する法人の育成と活用が期待されています。

【今後の見込量】

今後、養護者の高齢化に伴い、成年後見制度を必要とする障がい者の増加が見込まれることから、法人後見を実施する機関を1カ所以上整備できるよう検討します。

⑦意思疎通支援事業（必須事業）

聴覚、言語機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通支援（コミュニケーションに支援）を要する方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、社会参加の手助けを行う事業です。

【現状と課題】

町では、富良野圏域での共同委託により、意思疎通支援事業を実施しています。必要に応じて手話通訳者の派遣などを行っていますが、専門性の高さから人材は不足しています。

【今後の見込量】

事業の周知と併せて利用者数、利用回数を見込み、今後も引き続き手話通訳者、要約筆記者の育成・確保に努め、安定的なサービス提供体制を維持します。

項目		R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
手話通訳者派遣事業	実利用人数	1	1	1
要約筆記者派遣事業	実利用人数	1	1	1
通訳者等設置事業	設置の有無	0	0	0

⑧日常生活用具給付等事業（必須事業）

日常生活上の便宜を図るため、在宅で生活する障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

【現状と課題】

大半がストマ用具の給付となっています。給付金額は、原材料価格、流通、管理コスト等の費用の高騰により、ストマ用具の価格が値上げされていることから、利用者の負担金額も増しています。その他の日常生活用具を含めて、適正な給付金額の見直しを行います。

【今後の見込量】

品目の必要件数については予測が困難であることから、令和4年度と同数を見込みます。

項目		R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
排せつ管理支援用具	ストマ用具（蓄便、蓄尿袋）、紙おむつ等	214	214	214
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動用リフト等	0	0	0
自立生活支援用具	入浴補助用具、杖、頭部保護帽、特殊便器等	0	0	0
在宅療養等支援用具	電気式痰吸引器等	2	2	2
情報・意志疎通支援用具	視覚障がい者用拡大読書器等	1	1	1
居宅生活動作補助用具	小規模な住宅改修（手すりの取付、段差の解消等）	3	3	3

※単位：件

⑨移動支援事業（必須事業）

屋外での移動が困難な障がいのある方について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援する事業です。

【現状と課題】

現在町内1事業所、町外1事業所への委託により事業を実施しています。平成22年度に町内事業所においてサービスが開始されて以降、着実に利用が広がっていましたが、利用者の転居や生活環境の変化などにより利用が減少しています。

今後も事業の周知に努めるとともに、利用者のニーズを十分に把握し、需要とサービスの適合を進めていかなければなりません。

事業所名	所在市町村	R5利用登録者数
上富良野町社会福祉協議会	上富良野町	1人
(株)すばる	旭川市	1人

【今後の見込量】

障がい者の地域移行、社会参加を進める一方で、養護者の高齢化による介助力の低下などにより、本サービスの需要は増加傾向にあります。利用を希望する方へのサービス量は確保されていますが、今後も的確に利用者のニーズを把握し、サービス水準を維持していきます。

項目		R6計画	R7計画	R8計画
移動支援事業	実利用人数（人/月）	1	1	1
	実利用時間（時間/月）	8	8	8

⑩地域活動支援センター事業（必須事業）

障がいのある方に、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進の機会を提供する事業です。

【現状と課題】

町では、富良野圏域で共同設置している「富良野地域生活支援センター」に事業を委託して、創作的活動や社会との交流促進等を行っています。

地域活動支援センターを設置している富良野市まで、無料送迎バスによる通所支援を行っており、地域活動支援センターでの日中活動の機会を提供しています。

【今後の見込量】

富良野地域生活支援センターへの委託による実施を継続します。日中活動の場として、さらに社会交流や不安解消のきっかけとして利用できるよう、地域活動支援センターの利用を促進し、交流の場の充実を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、利用実績は減少していましたが、今後は感染症による影響が少なくなり、利用者数の増加が予測されることから、見込量を次のとおりとします。

項目		R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
地域活動支援センター事業	実施箇所数（所）	1	1	1
	実利用人数（人/月）	15	20	25

①日中一時支援事業（任意事業）

障がいのある方の日中活動の場を確保することで、地域生活の充実と、その保護者等の就労や育児の支援を行います。また、日常的に関わりをもつ家族などの介助者に、一時的な休息を提供することも目的としています。

【現状と課題】

町内5事業所、町外3事業所との委託契約により実施しています。

障がい児については主に保護者の就労サポート、障がい者については日中のレクリエーションや入浴など各施設の特徴に応じてさまざまな用途で利用されています。

事業を開始した平成18年度以降、利用は横ばいに推移していますが、児童の利用については、障がい児通所支援と並行して利用している方が多く、利用者のニーズを把握しながら児童発達支援や放課後等デイサービスとの連携をさらに深める必要があります。

事業所名	所在市町村	R5 利用登録者数
放課後等デイサービス ゆうひ	上富良野町	22人
小規模多機能型居宅介護事業所 ふくしん	上富良野町	2人
あさひ郷 デイサポートかみふらの	上富良野町	2人
放課後等デイサービス TOBEL	上富良野町	0人
ラベンダーハイツ	上富良野町	0人
あさひ郷 デイセンター芽ぐみ野 あさひ郷 サポートステーションすきっぷ	富良野市	1人
美瑛デイセンターすずらん	美瑛町	1人
(株)すばる	旭川市	1人

【今後の見込量】

今後も引き続き充実した日中活動や保護者の就労、休息のためのサービス水準を維持できるように、実施事業所との連携を深めます。

近年、利用実績は減少していましたが、今後は新型コロナウイルス感染症対策の影響が少なくなり、利用者数の増加が予測されることから、見込み量を次のとおりとします。

項目		R6 計画	R7 計画	R8 計画
日中一時支援事業	実施事業所数（所）	8	8	8
	実利用人数（人/月）	7	15	18
	実利用人数（日/月）	9	26	34

②訪問入浴サービス事業（任意事業）

在宅での入浴が困難な重度の身体障がい者の自宅を訪問し、入浴車で入浴を行います。

【現状と課題】

現在は、民間事業者により、訪問入浴サービスの提供体制は整っています。町内の介護老人福祉施設に日中一時支援事業を委託していることから、重度の身体障がい者も自宅から通所して、介護施設内の機械浴槽を利用できる仕組みになっています。

【今後の見込量】

令和4年度の訪問入浴サービスの利用実績はありませんが、提供民間事業者や介護老人福祉施設と連携し、入浴サービスの確保に努めます。

③生活サポート事業（任意事業）

介護給付支給決定者以外で、日常生活に関する支援を行わなければ生活に支障をきたす方に対し、生活援助や家事援助を行うため、自宅にホームヘルパー等を派遣します。

【現状と課題】

町内1事業所への委託のほか、富良野圏域で共同委託を行っています。利用者のほとんどが介護給付（居宅介護）の支給対象となるため多くの利用はありませんが、緊急時の支援や一時的な支援など、個々の事情に応じた柔軟な生活援助のために利用されています。

【今後の見込量】

緊急の求めに応じた需要については把握が困難ですが、生活援助での利用実績をもとに、より有効かつ柔軟な利用の促進を図り、以下のとおり見込みます。

項目		R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
生活サポート事業	利用量（時間/月）	18	18	18
	実利用人数（人/月）	2	2	2

④巡回支援専門員整備事業（任意事業）

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に専門支援職員の巡回支援を実施し、施設職員や発達障がい児等の保護者に支援を行います。

【現状と課題】

作業療法士、言語聴覚士による支援を令和4年度は7回行いました。ケースに応じて適切な支援に結びつけられるよう関係機関と連携して支援を行っています。

【今後の見込量】

今後も引き続き支援体制を維持できるよう、令和4年度の実績を見込量とします。

項目		R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
巡回支援専門員整備事業	実施回数	7	7	7

⑤社会参加促進事業（任意事業）

障がい者の社会参加を促進する事業のうち、手話通訳者等の養成、運転免許取得・自動車改造助成、スポーツ教室等開催事業を行っています。

【現状と課題】

手話通訳者等の養成は、富良野圏域での共同委託により事業を行っています。新型コロナウイルス感染症対策期間中は休講でしたが、日常会話が可能な技術の取得に大きな成果を出す一方、非常に高度な技術と知識、経験が求められる手話通訳者の養成のため、今後とも養成講座を開催し、手話通訳者等の養成に努めます。

運転免許取得助成、自動車改造助成は、身体障がい者の就業や社会参加に不可欠な運転技能の習得や移動手段の確保を支援するため、引き続き助成制度の周知を行い、利用を促進します。

障がい者スポーツ教室等開催事業は、パラリンピック種目のような本格的な競技環境は整っていませんが、障がい者の健康増進や余暇の充実のため、スポーツ参加のきっかけづくりとして実施しています。

【今後の見込量】

手話通訳者等の養成については、現段階では講座の開催回数を増やすなどの事業拡大予定はありませんが、現在の委託体制により入門⇒基礎講座のサイクルを継続し、多くの住民が手話に親しみ、手話は言語であることを理解することで、手話通訳者等の養成に努めます。

運転免許取得助成、自動車改造助成については、身体障がい者の社会参加等に不可欠な運転技能の習得や移動手段の確保を支援するため、引き続き助成制度の周知を行い、利用を促進します。

スポーツ教室等の開催については、スポーツ参加のきっかけづくりとして、障がい者でも参加しやすいさまざまな競技種目を実施し、障がい者スポーツの振興を図ります。今後新型コロナウイルス感染症による影響が少なくなり、利用者数の増加が予測されることから、見込量を次のとおりとします。

項目	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
手話奉仕員養成研修（人）	1	1	1
自動車運転免許取得・改造補助事業（人）	1	1	1
障がい者スポーツ教室等開催事業（回）	8	10	12

(11) その他の事業

町では、自立支援給付や地域生活支援事業のほか、障がい者が地域で充実した生活や社会参加ができるよう、さまざまな支援を行っています。

特に、人工透析治療の通院のため、町外への交通手段と移動が体力的にも経済的にも負担が大きくなっています。その他の事業の内容の見直し等により、負担なく治療が継続できるように検討します。

事業の種類	内容	R4 実績	R6 計画	R7 計画	R8 計画
更生医療給付	既にある障がいの症状等を軽減・除去するための手術などの治療によって効果が確実に見込まれる医療について、費用を給付するものです。	523件	530件	540件	550件
育成医療給付	18歳未満の肢体不自由、視覚、聴覚、音声、先天性の心臓又は心臓疾患児の症状等を軽減・除去するための治療によって効果が見込まれる医療について、費用を給付するものです。	1件	1件	1件	1件
タクシーチケット助成事業	歩行が困難な重度身体障がい者に対してタクシー利用の助成券(500円券を障がい種別・住所に応じて32枚から96枚)を給付し、交通手段の確保と介護の負担軽減を図っています。	72人	80人	90人	100人
施設通所交通費助成事業	町外の通所事業所へ通所する人に対して、通所交通費(鉄道運賃相当額)の2分の1を助成しています。	3人	3人	3人	3人
福祉バス事業	高齢者や障がい者の移動手段を確保して、積極的な福祉活動や社会参加を促進します。	99回	115回	120回	125回
障がい福祉サービス事業所設置補助	町内に事業所を新たに設置する事業者に対して、施設の建設費(改修費)、初期備品の購入費、賃借料に対して補助を行います。	0か所	1か所	1か所	1か所
腎機能障がい者通院交通費補助	人工透析を行う腎機能障がい者に対し、通院にかかる費用を補助します。1か月あたりの交通費が5千円(非課税世帯については全額)を超えた場合、超えた金額を補助します。	13人	13人	13人	13人
特定疾患患者等通院交通費補助	治療が困難とされている特定疾患の治療のため通院する患者に対し、交通費の2分の1及び通院証明書料を補助します。	67人	67人	67人	67人

(12) 富良野地域自立支援協議会（上富良野部会）構成団体

団体名/法人名	実施事業
社会福祉法人エクウエート富良野	富良野地域生活支援センター
社会福祉法人上富良野町社会福祉協議会	居宅介護/重度訪問介護/在宅福祉サービス
社会福祉法人富良野あさひ郷	生活介護/就労継続支援B型/共同生活援助
特定非営利活動法人なないろニカラ	就労継続支援事業所A型/B型/共同生活援助
ヒューマンインターフェイス株式会社	就労継続支援A型
合同会社 Startup Furano Libre	就労継続支援B型（中富良野町）
株式会社 澄空	放課後等デイサービス
株式会社 TOBERL	放課後等デイサービス TOBERL
上富良野町児童相談支援センター	指定特定相談支援事業所
上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室	北海道富良野保健所
上富良野町役場保健福祉課	地域包括支援センター
上富良野町役場保健福祉課	福祉対策班

第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

発 行：上富良野町
編 集：上富良野町 保健福祉課
住 所：〒071-0561
北海道空知郡上富良野町大町2丁目8番4号
電 話：45-6987